

## 生活福祉資金（緊急小口資金及び総合支援資金）の特例貸付の 相談や申請等にあたってのお願い

現在、コロナウィルスによる減収等で生活が厳しくなられたご世帯への支援として、本会にて生活福祉資金（緊急小口資金及び総合支援資金）の特例貸付の相談や申請を受け付けております。

相談や申請につきまして「**お願い**」がございます。

### ① 「電話での相談」「郵送での申請」にご協力ください。

- ・特例貸付の申請は、郵送申請が可能となっております。
- ・必要書類は、お電話いただければ本会から郵送することが可能です。その際は、申請書類提出のための「返信用封筒」も同封しております。
- ・申請書類に不備や確認すべき事項があれば、貸付担当職員よりご連絡いたします。

### ② ご来所をご希望される方は、必ず事前にお電話にてご連絡ください。

変異株も含めコロナウィルスの感染が急拡大しており、大変身近なものとなっております。感染拡大防止のため必要な対策はとっておりますが、万が一本会にてクラスター等発生してしまうと、特例貸付の受付を一時休止したり、その他の福祉サービスを休止させていただく可能性もございます。

何卒、ご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和3年8月6日  
社会福祉法人  
茅ヶ崎市社会福祉協議会

#### 《問い合わせ先》

住所 茅ヶ崎市新栄町13-44  
電話 0467-85-9650  
開所 月～金（祝日を除く）  
8：30～17：15